

はじめに

本書は、2022年6月に筑波大学大学院図書館情報メディア研究科に提出した博士論文「学校図書館活用における教員・司書教諭・学校司書の協働構築に関する研究：組織論の視点から」を基に執筆したものである。学校図書館は、学校教育に必要とされてはじめて機能するため、学校図書館研究は、「図書館情報学」に止まらず「教育学」分野に向けて提示していくことが求められる。そのため、本書は、学校図書館関係者だけでなく、学校教育関係者の方々にも読んでいただくことを目指し、学術的な成果をより読みやすく書き改めたものである。

筆者は、小学校及び中学校で学校司書として働きながら修士課程で図書館情報学を学びはじめ、博士後期課程を修了し、現在は大学・短大における司書教諭課程や学校司書課程で非常勤講師を務めている。このように、自身の立ち位置が変化し、さまざまな立場を経験したことで、多角的な視点で学校図書館を観察することが可能となった。

つまり、本書は、学校図書館現場で働きながら具体的な研究課題を自覚し、大学院で研究し、そこで得られた課題解決方法を現場で実践し、そうした実践を振り返り、再び研究課題を自覚し、大学院で研究をするという実践と研究の繰り返しが基になっている。

学校図書館は、学校教育において読書と共に探究学習や情報活用能力の育成を目的として活用が求められている。しかし、学校図書館で働くうちに、学校図書館を積極的に活用する教員がいる一方でまったく活用しない教員の存在を目の当たりにし、その要因を考え続け、以下のことに気づいた。

教員には、学校図書館は児童生徒に読書をさせる場所であり、探究学習へ導き情報活用能力を身につけさせる場所であるという認識が乏しい。たとえ、学校図書館を活用した授業が必要と思い立ったとしても、教員自身の学校図書館活用能力、授業で活用する資料に関する専門的な知識、授業準備のための時間的余裕が求められる。そのため、学校図書館の活用をためらってしまうことが多いだろう。教員にとって学校図書館活用は、「負担が大きい」「面倒くさい」

「メリットが考えられない」と否定的に捉えられてきたのである。

教員が学校図書館を活用するには、実際に学校図書館担当者（司書教諭と学校司書）の支援を受けてみることである。支援を受けることで、教員は児童生徒一人ひとりのニーズに合った資料を手渡すことが可能となり、児童生徒は主体的に学ぶようになる。これは、児童生徒一人ひとりの学びを大切にすることであり、教員は学校図書館活用のメリットを実感し、学校図書館に対する認識が変化する。その結果、学校図書館活用の実践を積み上げていくことになり、学校図書館活用能力は向上する。また、支援を受けることで時間的な余裕も生まれる。このような学校図書館担当者からの教員支援、つまり、教員と学校図書館担当者の協働構築が学校図書館活用の鍵となる。本書では、組織論を枠組みに両者の協働構築の具体的な方法を提示する。

本書を手にとった方が、日ごろから学校図書館を話題にし、学校図書館活用における協働構築の意義や価値を認識し、実践の場において本書に示した具体的な方法を試してみようという気持ちになっていただけたらこれ以上の喜びはない。これを機会に、新たな考えや思いを紡ぎ出し、学校教育及び、学校図書館において新しい動きが始まってほしいと願っている。

本書では、研究の裏づけ、根拠となっている引用文献を多く残したので、読者の方に役立てていただけると嬉しい。それぞれの方のペース、方法で自由に読んでいただきたい。

また、「学校図書館」という「未知の世界」を知っていただくために、0章を設け学校図書館の基礎知識をまとめた。

なお、本書の基となった博士論文は、筑波大学“つくばリポジトリ”で読むことができるため、気になった方は参照していただきたい (<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp>)。

もくじ

はじめに…… i

0章 学校図書館の基礎知識 ————— 1

- 01 図書館 1
- 02 学校図書館 3
- 03 学校図書館法 3
- 04 子どもの読書活動の推進に関する法律 4
- 05 文字・活字文化振興法 4
- 06 学校図書館担当者（司書教諭と学校司書） 5
- 07 司書教諭講習 6
- 08 学校司書モデルカリキュラム 7
- 09 学校図書館図書標準 8
- 10 学校図書館ガイドライン 8
- 11 学校図書館の3つの機能（役割） 9
- 12 全国学校図書館協議会 9

I章 序論 ————— 13

- 1.1 本書で使用する用語の概念について…………… 13
 - 1.1.1 学校図書館と学校図書館活用 13
 - 1.1.2 学校と学校図書館両組織と両組織構成員 15
 - 1.1.3 学校組織内の協働構築 16
 - 1.1.4 協働パターン 17
 - 1.1.5 学校図書館活用における3つの協働構築 19
- 1.2 研究の背景…………… 22
 - 1.2.1 教育的背景 22
 - 1.2.2 協働構築の背景 23
 - 1.2.3 組織論的背景 24

1.3	先行研究	25
1.3.1	教員の学校図書館活用の先行研究	25
1.3.2	協働構築の先行研究	25
1.3.3	組織論応用の先行研究	26
1.4	本書の構成	26
Ⅱ 章	学校図書館活用の要因と学校図書館の職務体制別の効果	35
2.1	教員の学校図書館活用の要因（研究 1）	35
2.1.1	質問紙調査の研究	35
2.1.2	面接調査の研究	42
2.1.3	教員の学校図書館活用の要因：質問紙調査と 面接調査の総合考察	48
2.2	学校図書館組織構成員の職務体制別の学校図書館 活用効果（研究 2）	50
2.2.1	司書教諭の職務体制	50
2.2.2	学校司書の職務体制	56
2.2.3	ウェブアンケート調査応用の研究	56
2.2.4	学校図書館組織構成員の職務体制別の学校図書館活用効果： 分析結果と考察	58
2.3	学校図書館活用の要因と学校図書館の職務体制別の効果：研究 1 と 研究 2 の総合考察	63
Ⅲ 章	学校図書館活用における協働構築の阻害要因と協働構築方法	67
3.1	学校と学校図書館両組織内及び教員と学校図書館組織構成員間に おける協働構築の阻害要因（研究 3）	67
3.1.1	学校組織内の協働構築の阻害要因	68
3.1.2	学校図書館組織内の協働構築の阻害要因	86
3.1.3	教員と学校図書館組織構成員間の協働構築の阻害要因	96
3.2	学校図書館活用における協働構築の阻害要因と協働構築方法	103

Ⅳ章 学校図書館活用を組織論で考える：教員・司書教諭・学校司書の 協働構築	109
4.1 学校組織に合致した協働構築のための組織論（研究4）	109
4.1.1 経営論，組織論，組織行動論，組織学習論，学習する組織論	109
4.1.2 センゲの「学習する組織論」	113
4.1.3 学校組織における経営論と組織論の現状	124
4.2 センゲの「学習する組織論」選択の理由	126
4.2.1 バーナードの組織論とセンゲの「学習する組織論」の比較	126
4.2.2 学校組織改善とセンゲの「学習する組織論」	128
4.2.3 「学習」の回復とセンゲの「学習する組織論」	128
4.2.4 教員の思考停止からの当事者性の回復とセンゲの 「学習する組織論」	129
4.3 学校組織におけるセンゲの「学習する組織論」	130
4.3.1 3つのコア・コンピタンス	130
4.3.2 5つのディシプリン	131
4.3.3 5つのディシプリンの総合的実践と協働構築	135
4.4 学校組織内，学校図書館組織内，教員と学校図書館組織構成員間の 協働構築方法	136
4.4.1 学校組織内の協働構築における5つのディシプリンの総合的 実践方法	136
4.4.2 学校図書館組織内の協働構築における5つのディシプリンの 総合的実践方法	145
4.4.3 教員と学校図書館組織構成員間の協働構築における5つの ディシプリンの総合的実践方法	150
4.5 学校図書館活用を組織論で考える：教員・司書教諭・学校司書の 協働構築	159
4.6 協働構築方法の実践における注意事項	161
4.7 学校図書館組織構成員による教員支援方法における注意事項	161

V章 結論 173

5.1 本研究で得られた知見	173
5.2 本研究の発展	175
5.2.1 教員・司書教諭・学校司書の協働構築と学びのネットワークの構築	175
5.2.2 教員・司書教諭・学校司書の協働構築と児童生徒の「生きる力」の育成	177
5.2.3 提言：教員養成課程における「学校図書館活用」の学び	177
5.3 本研究の課題	179
5.4 本研究の意義	181

おわりに..... 183

付録1 質問紙調査票..... 187

付録2 学校図書館活用に関する5つのカテゴリーと
81のサブカテゴリー一覧..... 191

付録3 学校図書館の実際の場面（写真）..... 195

付録4 本の各部の名称..... 197

付録5 本書の分類ラベル..... 197

索引..... 199

0 章

学校図書館の基礎知識

本書は、すでに学校図書館に関わっている方のみならず、学校図書館に興味・関心を持っている方々にも「学校図書館」について知っていただくことを意図して出版するものである。しかし、本書は、「学校図書館」における協働について学術的方法を用いて論じた筆者の博士論文を基にしているため、読者にとり馴染みのない専門的な用語があり、分かりにくく読みにくいところがあると推察される。そのため、読者に馴染みのないと思われる専門的な用語の理解を深め、読みやすくするために、「学校図書館の基礎知識」として12項目を抽出し本章（0章）で説明する。

抽出した12項目は以下のとおりである。まず、学校図書館は学校内に設置された図書館であるため、図書館の概念（図書館、学校図書館）を説明する。次に、学校図書館を学校内に設置する根拠となる3つの法律（学校図書館法、子どもの読書活動の推進に関する法律、文字・活字文化振興法）を概観する。次に、学校図書館の管理・運営をする人（学校図書館担当者、司書教諭講習、学校司書モデルカリキュラム）及び、資料管理（学校図書館図書標準）について解説する。次に、文部科学省がまとめた学校図書館の運営の指針（学校図書館ガイドライン）について述べる。次に、学校教育における学校図書館の役割（学校図書館の3つの機能）について説明する。最後に、学校図書館の全国的な研究団体（全国学校図書館協議会：全国SLA）について記す。以下、順次述べていく。

01 図書館

図書館とは、人間の知的生産物である記録された知識や情報を収集、組織、保存し、人々の要求に応じて提供することを目的とする社会的機関である¹。

社会的機関であるが、図書館を日常的に利用している人は多くはなく、どのような館種があり、それぞれどのような特徴があるかを知っている人は限られ

ているのではないだろうか。図書館の館種は、公共図書館、国立図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館、その他の図書館に大きく分かれる。各図書館の特徴と関係法規を以下のような表にまとめたので参照していただきたい（表0-1）。

また、図書館は利用者の情報ニーズに合わせて「図書館サービス」を提供する。これは、図書館で行われる図書の利用と情報の伝達にかかわる幅広いサービスを含む概念であり、図書館の館種、図書館の特徴（利用対象者、図書館の目的など）によって異なる。「図書館サービス」は大きく分けて、図書館の整備（資料の収集・組織化・保存など）といった利用者に関接的に関わるテクニカルサービス（間接サービス）と、貸出、返却、レファレンスといった利用者に対して直接関わるパブリックサービス（直接サービス）とに分けることができる。ただし、後者だけを指して「図書館サービス」と呼ぶこともある²。

表0-1 図書館の館種と特徴

図書館の館種	図書館の特徴	関係法規
公共図書館	不特定多数の人に開かれた図書館 公立図書館と私立図書館がある	図書館法 (1950年公布)
国立図書館	国が設営し経営を行う図書館 国立国会図書館は、国会の立法、調査活動をサポートするとともに国民にも「図書館サービス」を提供する	国立国会図書館法 (1948年公布)
大学図書館	大学、短大に設置された図書館 学生や教職員の学習・研究に必要な資料を保存・提供する	大学設置基準 (1956年公布)
学校図書館	小・中・高等学校などに設置された図書館 児童生徒、教職員に必要な資料を保存・提供する	学校図書館法 (1953年公布)
専門図書館	官公庁や企業等に設置された図書館 組織が必要とする専門的な資料を収集する	特になし
その他の図書館	外に行けない人向けの図書館 病院図書館、刑務所図書館など	特になし

02 学校図書館

学校図書館は、多くの人には、図書館ではなく図書室と認識されており、「本があって読書する場所」であり、その実情は知られていないのではないだろうか。

学校図書館は、教育課程の展開に寄与することと児童生徒の健全な教養を育成することを目的として、小・中・高等学校及び特別支援学校に設けられている。「学校教育法施行規則」および「学校図書館法」（本章項目：03）によって、その設置が義務づけられている。児童生徒一人ひとりの学習の形態や速度が異なること、探究学習、調べ学習など自学自習能力が重視される教育実践に伴い、学校図書館で扱うメディアも多種多様化し、それらを使った学習活動を行うための設備を備えた施設としての重要性が高まってきている。

2016（平成28）年に文部科学省から示された「学校図書館ガイドライン」（本章項目：10）では、学校図書館は、読書の推進だけでなく、調べ学習や新聞を活用した学習など、さまざまな授業で言語活動や探求学習の場となり、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）を効果的に進めていく場であると位置づけている。

03 学校図書館法

学校図書館法は、小・中・高等学校及び特別支援学校の図書館に関する法律であり、1953（昭和28）年に公布された世界的にみて珍しい単独法であるが、この法律の認知度は低い現状である。この法律には、学校図書館の定義と役割、設置義務、専門的職員としての司書教諭の配置義務、学校司書の配置努力義務、学校図書館の整備・充実や学校図書館担当職員（司書教諭と学校司書）の育成に関する国の責務などを規定している。

1953（昭和28）年交付時の司書教諭の配置義務は、同法付則第2項で“当分の間……司書教諭をおかないことが出来る”とされたため、40年以上にわたり配置が進まなかったが、1997（平成9）年の法改正で12学級以上の学校に配置義務が規定され（11学級以下は配置努力義務）、2003（平成15）年度から施行された。2014（平成26）年の法改正では、専ら学校図書館の職務に従事するものとして「学校司書」を明記し（第6条）、学校司書の配置努力義務が規定され、配

置が進んでいる。以下に2014年に改正された学校図書館法の要約を記す。

○学校図書館法要約（2014年改正版）

- 第1条 学校図書館は、学校教育に欠くことのできない基礎的な設備である
- 第2条 学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成する
- 第3条 小・中・高等学校及び特別支援学校には学校図書館を設けること
- 第4条 図書館資料の利用に関し、児童生徒及び教員の利用に供すること
- 第5条 学校には司書教諭を置かなければならない（12学級以上）
- 第6条 学校には学校司書を置くように努めなければならない
- 第7条 学校の設置者は学校図書館の整備・充実に努めること
- 第8条 国は学校図書館の整備・充実、司書教諭の養成の総合計画を立てること

04 子どもの読書活動の推進に関する法律

読書活動は自由なものであるが、子どもの読書活動に関する法律があるということに驚く人が多いのではないだろうか。

2001（平成13）年、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布された。この法律は、2000（平成12）年に制定された「子ども読書年」の理念を受けついだものである。

すべての子ども（0～18歳）があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるように積極的に環境整備を推進することを基本理念とし、国・地方公共団体の責務、保護者の役割などを明確にしている。読書活動推進に必要な事項を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的・計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的として作成された。同法により、4月23日を「子ども読書の日」に制定している。同法に対する附帯決議には、配慮すべきこととして、学校図書館の整備充実、学校図書館の図書購入の自主性の尊重が述べられている。

05 文字・活字文化振興法

「文字・活字文化振興法」は、2005（平成17）年に公布された。文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、そ

の振興に必要な事項を示し、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることで、知的で心豊かな国民生活及び活力のある社会の実現に寄与することを目的として作成された。

公共図書館関連では、必要な数の公立図書館の設置、司書の充実などの人的体制の整備、資料の充実、情報化の推進などを謳っている。学校図書館関連では、学校教育において言語力の涵養が図られるように、教育職員の資質向上、司書教諭などの人的体制の整備、資料の充実、情報化の推進などが示されている。特に、学校図書館の人的体制について“司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実”と記し、初めて、法律において学校司書に言及し、学校司書の法制化（2014年の学校図書館法改正）へつながる画期的なことであった。大学図書館関連では、一般公衆への開放推進、公開講座などの活動推進を謳っている。同法により、10月27日を「文字・活字文化の日」に制定している。

なお、文字・活字文化推進機構は、文字・活字振興に関わる諸活動を推進するために設立された公益財団法人である。

06 学校図書館担当者（司書教諭と学校司書）

学校図書館にはどのような担当者が配置され、どのような資格を持って、どのように働いているかはよく知られていないのではないだろうか。

学校図書館には、その担当者として司書教諭と学校司書が配置されていることが多い（どちらか一方だけの配置のこともある）。多くの学校では、司書教諭（資格制度あり）は担任を兼任する兼任司書教諭であり、学校司書（資格制度なし）は非正規、非常勤で雇用されていることが多い。

司書教諭の職務は、学校図書館の運営を総括するほか、学校経営方針などに基づき学校図書館を活用した教育活動の企画・実施を行うこと、年間読書指導計画などの立案、学校図書館関係業務の連絡調整などに従事することである。また、学校司書との連携・協力を密にし、協働して学校図書館の運営に当たることも求められている。

一方、学校司書の職務は、学校図書館の整備における専門的・技術的職務に従事するとともに、教員による学校図書館を活用した授業などの教育活動を、

表0-2 司書教諭と学校司書

	司書教諭	学校司書
配置根拠	学校図書館法第5条* ・12学級以上：配置義務（11学級以下：配置努力義務） ・主幹教諭，指導教諭，または教諭をもって充てる（充て職）	学校図書館法第6条* ・配置努力義務
資格制度	あり ・教員の免許状を有する者又は教員養成課程に在籍する学生で司書教諭講習において5科目10単位修得した者	なし ・制度上の定めなし ・「学校図書館モデルカリキュラム（本章項目：08）」があるが，資格制度ではない ・国及び地方公共団体には研修実施の努力義務あり
職務内容	学校図書館の専門的職務を掌る	学校図書館の専門的・技術的職務に従事する
職務体制	担任兼任，充て職のことが多い ・専任司書教諭は10％に満たない	非正規，非常勤のことが多い ・常勤・非常勤，正規・非正規など多種多様であり，地方公共団体により異なる（雇用要件として司書資格が求められることが多い）

* 学校図書館法（本章項目：03）。

司書教諭と共に支援することが求められている³。

司書教諭と学校司書の配置根拠，資格制度，職務内容，職務体制について，上記の表にまとめたので参照していただきたい（表0-2）。

07 司書教諭講習

司書教諭とは，教員免許を有する者又は教員養成課程に在籍する学生で，司書教諭講習において，5科目10単位を修得した者であり，教育委員会や学校長から任命された者である。司書教諭講習に関しては，文部省令「学校図書館司書教諭講習規程」⁴に以下のような記述がある。

学校図書館法第5条に規定する司書教諭の講習についてはこの省令の定めるところによる（第1条）。講習を受けることができる者は，教育職員免許法に定

める小学校，中学校，高等学校若しくは特別支援学校の教諭免許状を有する者又は大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得したものとする（第2条）。司書教諭の資格を得ようとする者は，講習において，以下の表に示した科目について，それぞれ2単位，つまり，合計10単位修得しなければならない。司書教諭科目と単位数について以下の表にまとめた（表0-3）。

表0-3 司書教諭科目と単位数

司書教諭科目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

08 学校司書モデルカリキュラム

学校司書とは，学校図書館の職務に従事する職員であるが，資格制度はない。しかし，学校司書の職務に求められる専門的な知識・技能を習得できるようにするために，近年，学校司書モデルカリキュラムという授業科目が大学などで開講され学校司書の養成が始まっている。学校司書モデルカリキュラムが始まったいきさつを以下に述べる。

2014（平成26）年，学校図書館法改正により第6条に学校司書が明記され，学校図書館の職務に従事する職員として学校司書を置くよう努めなければならない旨が規定された。同時に，学校図書館法付則2項において，国は学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とすることに鑑み，学校司書としての資格の在り方，その養成の在り方などについて検討を行い，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたため，「学校司書モデルカリキュラム」が文部科学省の会議で討議され決められた。

学校司書モデルカリキュラムの内容は，学校図書館の運営・管理・サービスに関する7科目（学校図書館概論，図書館情報技術論，図書館情報資源概論，情報資源組織論，情報資源組織演習，学校図書館サービス論，学校図書館情報サービス論），

児童生徒に対する教育支援に関する3科目（学校教育概論，学習指導と学校図書館，読書と豊かな人間性）の計10科目20単位となっている（2016（平成28）年）⁵。

09 学校図書館図書標準

学校図書館の蔵書冊数は、各自治体の予算や学校図書館施策の重要度により変わってくるため、全国的に格差がある。その格差をなくすため、文部省は、1993（平成5）年、「学校図書館図書標準」を示した。

「学校図書館図書標準」は、公立義務教育学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数である。例えば、12学級の小学校では7,960冊，中学校では10,720冊が標準冊数である。2020（令和2）年度の文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査」によると、学校図書館図書標準達成率は小学校で約70％であり，中学校で約60％であった。

この「学校図書館図書標準」の課題は、図書のみを対象としていること，高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部は対象外であることである。また，作成されてから30年経過し現状に合っているかという疑問もある。2016（平成28）年，学校図書館運営上の重要な事項についてその望ましいあり方を示した「学校図書館ガイドライン」（本章項目：10）が発表されたが，新たな蔵書冊数の目安は示されなかったため，改訂が求められる。

10 学校図書館ガイドライン

「学校図書館ガイドライン」は，学校図書館の整備充実の現状において全国的な格差があり，その格差をなくし，教育委員会や学校等にとり参考になるように2016（平成28）年に作られた指針である。

その内容は，学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方を具体的に記している。構成は，学校図書館の目的・機能，学校図書館の運営，学校図書館の利活用，学校図書館に携わる教職員など，学校図書館における図書館資料，学校図書館の施設，学校図書館の評価の7章となっている。各学校においては，このガイドラインを指針として学校図書館の整備充実を図ることが推奨される。

11 学校図書館の3つの機能（役割）

学校図書館の機能（役割）は、「読書を楽しむための場」として多くの人に認識されているのではないだろうか。

学校図書館は、学校図書館の目的（学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成する：学校図書館法第2条）を達成するために、読書センター、学習センター、情報センターの3つの機能（役割）がある。以下にそれぞれの機能について述べる。

読書センター機能は、学校図書館を読書で活用することで、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心を引き起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力などを育む自由な読書活動、読書指導や読解力育成の場としての機能である。

学習センター機能は、学校図書館を学習で活用することで、児童生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援し、授業内容を豊かにしてその理解を深める場としての機能である。

情報センター機能は、学校図書館の情報を活用することであり、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応する場、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育成する場としての機能である。

学校図書館の機能を図0-1にまとめたので参照していただきたい。3つの機能は互いに補い合う相互補完的な関係である。

現在、学校は「一人一台端末時代」になり、児童生徒一人ひとりが端末を活用する学びの在り方が進み、学校教育に変化を起こしている（学校教育のDX（Digital Transformation）化）。そのため、学校図書館は学校教育の変化に対応すると同時に、学校図書館活用とICT活用を統合した学習活動を支援し、児童生徒の豊かな人間性を育み、読解力や情報活用能力を育成していかなければならない⁶。このような学校教育のDX化においても学校図書館の3つの機能は基本的に変わらないと考えている。

12 全国学校図書館協議会（Japan School Library Association）

全国学校図書館協議会（全国SLA）は、1950（昭和25）年、全国の有志教員により結成され、1998（平成25）年、各都道府県に組織されている学校図書館研

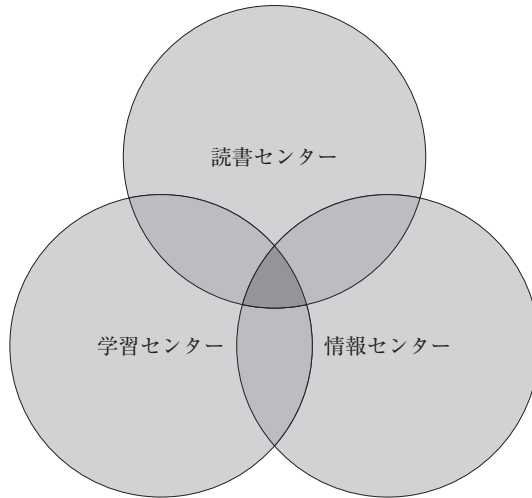


図0-1 学校図書館の機能（役割）

究団体（各県 SLA）の連合体（社団法人）として設立された。各県 SLA や関連諸団体と連携・協力し、全国的な視野に立ち以下のような活動を行っている。

学校図書館の充実発展と青少年の読書振興を図ることを目的に、法律改正や予算増額運動（職員配置、施設整備など）、教育改革への提言、学校図書館の運営に関する各種基準の制定、図書の選定基準作成および選定事業、機関誌『学校図書館』（1950～）や『学校図書館速報版』（1954～）、学校図書館運営の指導書の編纂などの多彩な出版活動、学校読書調査・学校図書館調査の実施、研究大会の開催、青少年読書感想文コンクール等各種コンクール、日本絵本賞など、活動は極めて広範囲にわたっている。発足当初は「学校図書館法制定（1953年）」に大きな力となった。2012（平成24）年公益社団法人に移行している⁷。

以上、読者に馴染みのないと思われる専門的な用語（12項目）は、I 章においてゴシック体にしてあるので、気になった方は、本章（0 章）に戻り確認していただきたい。

注・引用文献

- 1：日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. 図書館情報学用語辞典 第5版. 丸善出版, 2020.
- 2：前掲1.
- 3：前掲1.
- 4：文部省. 学校図書館司書教諭講習規程. 昭和29年8月6日文部省令第21号, 最終改正平成19年3月30日文部科学省令第5号. https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/08/05/1360328_01.pdf, (参照2024-06-15).
- 5：文部科学省. 学校司書モデルカリキュラム. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afieldfile/2018/10/25/1410290.pdf, (参照2024-06-15).
- 6：全国学校図書館協議会『どう使う？ 学校図書館と1人1台端末 はじめの一步』編集委員会編著. どう使う？ 学校図書館と1人1台端末 はじめの一步. 全国学校図書館協議会, 2022, p. 9.
- 7：全国学校図書館協議会. 全国SLAとは. <https://www.j-sla.or.jp>, (参照2024-06-15).

参考文献

鈴木哲也. 学術書を読む. 京都大学学術出版会, 2020, 138p.

おわりに

筆者は、学校司書として小・中学校の学校図書館に勤務していたころ、学校図書館を積極的に活用する教員、消極的な教員の存在があり、多くの教員が消極的であることに気づいていた。消極的な教員にどのように働きかけたら、どのような支援をしたら、学校図書館を活用してもらえるかを考える日々であった。そして、教員の支援には教員自身に学校図書館を活用しようとする意識がなくては始まらないことを実感した。教員に学校図書館活用の意識を喚起するには、教員を説得する論理的な枠組みが必要だと考え、自身の論理的思考を鍛えるために慶應義塾大学文学研究科図書館・情報学専攻情報資源管理分野修士課程の門をたたいた。

この修士課程での2年間は、主婦、学校司書、大学院生の3つの立場があり、家事をこなし、学校図書館に勤務し、勤務を終え大学院へ通い、レポートや修士論文を書きながら机上で寝してしまうことも少なくない日々であった。大学院での学びは、学校図書館に止まらず、さまざまな館種（国立図書館、公共図書館、大学図書館、専門図書館）で働く図書館員の方たちに混ざり多くのことを学ばせていただいた。主教授の糸賀雅児先生はじめゼミの先輩方から大学院での学び方や研究方法について一から十までご指導を賜った。学校図書館で働きながらの大学院での学びは、現場の実践から研究課題を抽出し、研究結果を現場の実践に活かすという循環であり、現場に近い研究を進めることができたと自負している。大学院での学びをきっかけに、学校図書館活用における教員と学校図書館担当者（司書教諭と学校司書）の関係性を注意深く観察するようになった。それが、教員と学校図書館担当者の意識や両者の関係を指摘する研究へと繋がった。その結果、修士論文（「小学校教員の学校図書館に対する意識」）で小林賞（修士課程修了者を対象に選考し授与される賞）を当時最高齢で受賞し（2009年）、この賞をきっかけに博士課程での学びを目指すことになった。

修士課程終了後1年の準備期間を経て筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程へ進学した。主教授の故平久江祐司先生からは、学校図書館の研究者として学校図書館研究分野に一つの城を築くようにとのご指導を賜っ

た。博士課程では、図書館情報学の学位取得に向け、ひたすら研究し、論文を執筆し、学会で発表し、査読誌に投稿するという学びの連続であった。そうした中、いくつかの大学で司書教諭課程や学校司書課程で学校図書館について教えるはじめ、大学院生と非常勤講師の二足の草鞋を履くことになった。

学生に講義をする中で、大学の教員養成課程では、学校図書館、学校図書館活用の学びがないことを改めて認識した。例えば、教員養成課程で教えている教授に「教員による学校図書館を活用した授業」について何うと「ほとんどの教員は考えていないかもしれない」とのことで、教員及び教育学における学校図書館の存在は希薄であることを実感した。しかし、学校図書館での勤務経験や大学院での学びを織り交ぜながら講義を進めることで、学生は学校図書館活用に興味を持ち始め、教員となったら学校図書館を活用した授業を是非してみたい、司書教諭として学校司書と協働して教員の支援も進めたい、という意欲が芽生えることを目の当たりにしてきた。筆者の大学院での研究から得られた知見を学生に伝えることで、筆者個人に閉ざされた研究から社会に開かれた研究となっていくのを実感し、やりがいとなっている。さらに、学生との学び合い（対話）の中で、学校図書館について専門的になりすぎた筆者には思いもよらないことや学校図書館の可能性を教えられ、自身の研究に反映することも多々あり、学生に感謝している。一方、筆者は、「児童生徒に学ばせたいのなら自分が学ばないでどうする。児童生徒に読書させたいのなら自分が読まないでどうする。児童生徒を成長させたいのなら自分が成長しないでどうする」と目の前の学生と共に自身にも語りかけ、実践してきた。学びながら教えること、教えながら学び続けることの大切さが学生に伝わり、学校現場で学び続ける教員が生まれたとしたらこれ以上の喜びはない。

修士課程から博士の学位取得まで、学校図書館現場での実践と共に歩んできた14年間であった。「学校図書館活用の推進」「現場に役立つ研究」をひたすら考え続けた研究生生活であったが、その実態をこうして学術書の形で発表させていただくことになり、感無量である。さまざまな場面で自身の限界に挑戦し、苦しいことも多々あり、多くの方々の励ましがなければこの場所にたどり着くことはなかった。本書が図書館情報学の研究者に止まらず多くの人々の目に触れ、学校図書館の認識を豊かにし、学校図書館の存在の希薄さを払拭する一助

になることを願っている。

私にとり「研究は自分の生活を豊かにするもの、自分の人生を楽しむためのもの」でもあった。このように学び続けることで「正しく考えること」は、自分の考えを疑うことに他ならないことも学んだ。つまり、ソクラテスの「無知の知（正しい行いとは無知であることを知っていること）」を実感したのである。これからも、これまでの学びを基に、理想を手放すことなく、見えないものを見る姿勢を大切に、学び続けられる限り学び続け、豊かな人生を全うしたいと思っている。

最後に、本書執筆に当たり、感謝の気持ちを捧げたい方々がいらっしやる。

学校図書館の基本的な考え方のご指導をいただいた故黒沢浩先生、学校図書館の経営の視点に関してご指導をいただいた故長倉美恵子先生、学校図書館の全体像と課題に関してご指導をいただいた堀川照代先生、学校図書館における司書教諭の多くの実践を教えていただいた小川三和子先生、学校図書館の現場やその支援について教えていただいた藤田利江先生、読書の奥深さを教えていただいた池田茂都枝先生。ここにお名前を挙げた諸先生方のご指導により研究を深めることができた。心からの感謝を申し上げたい。

学校司書として働きながら大学院で学び始めてから現在に至るまで、学校図書館協議会（全国SLA）の皆さま、特に、森田盛行先生、敷地みどり氏、岩崎弥太郎氏には、全国的な視野から学校図書館について多くのことを学ばせていただいた。その中で、勤務校の取材や『学校図書館』への執筆の機会もあった。また、資料室を何度も利用させていただいた。心からのお礼を申し上げたい。

学校図書館研究への興味と関心の芽を育んだ勤務校である杉並区立杉森中学校の司書教諭鈴木素子先生には学校司書として多くを学ばせていただいた。また、東久留米市立東久留米第三小学校の校長稲垣達也先生、司書教諭佐藤みち先生、教職員の方々、児童生徒の皆さん、教育委員会の方、すべての方に感謝を申し上げたい。

博士論文の書籍化を出版社に繋いでくださった元筑波大学教授逸村裕先生、そして、本書の企画段階から出版まで一貫して著者の気持ちを尊重し、多大な

ご尽力をいただいた樹村房社長の大塚栄一氏。お二人がいらっしゃらなかったら本書を出版することはできなかった。深く感謝を申し上げたい。

また、本書執筆に当たり多くの貴重なアドバイスと励ましをいただいた元聖学院大学教授土方透さん（小学校の同級生）に感謝の意を表したい。

ここにお名前を挙げることでできなかった多くの方々のご指導と温かい励ましがなかったら本書を完成させることはできなかった。心より感謝申し上げます。

最後に、長期にわたり励まし、協力し、理解し、辛抱強く支えてくれた長女早紀子、二女奈那子に心からの感謝を伝えたい。

回り道をしながらも、ようやく一つの形にできたことを嬉しく思っている。

本書を手にとってくださった読者の皆様に厚く感謝申し上げます。

A book is a dream that you hold in your hand. —Neil Gaiman

（本は手に持てる夢である。——ニール・ゲイマン）

2024年10月

[著者紹介]

松本 美智子 (まつもと・みちこ)

東京都文京区生まれ。2010年慶應義塾大学大学院文学研究科図書館・情報学専攻修士課程(情報資源管理分野)修了。修士(図書館・情報学)。2020年筑波大学大学院図書館情報メディア研究科図書館情報メディア専攻博士後期課程単位取得退学。2022年博士(図書館情報学)。2003～2017年公立小・中学校学校司書。2007～2013年杉並区立杉森中学校学校運営協議会委員。2010～2014年杉並区子ども読書活動推進委員。2016～2020年愛知県立大学、岡山大学、山形県立米沢女子短期大学、共栄大学、駒沢女子大学、日本経済大学非常勤講師(司書教諭課程)。



現在、日本女子大学、実践女子大学、実践女子大学短期大学部、大妻女子大学、清泉女子大学非常勤講師(司書課程、司書教諭課程、学校司書モデルカリキュラム課程)。

専門：図書館情報学(学校図書館、学校図書館経営など)

著書：『読書教育の方法：学校図書館の活用に向けて』(共著、学文社、2015年)、『読書教育のすすめ：学校図書館と人間形成』(共著、学文社、2023年)

修士論文：小学校教員の学校図書館に対する意識(慶應義塾大学、2010年)

博士論文：学校図書館活用における教員・司書教諭・学校司書の協働構築に関する研究：組織論の視点から(筑波大学、2022年)

趣味：ケーナ演奏、筋力トレーニング、座禅、映画鑑賞

学校図書館活用を組織論で考える

——教員・司書教諭・学校司書の協働構築

2024年12月25日 初版第1刷発行

検印廃止

著者 松本美智子

発行者 大塚 栄一

発行所 株式会社 樹村房

〒112-0002

東京都文京区小石川5丁目11-7

電話 03-3868-7321

FAX 03-6801-5202

振替 00190-3-93169

<https://www.jusonbo.co.jp/>

組版・印刷・製本／株式会社太洋社

©Michiko Matsumoto 2024 Printed in Japan

ISBN978-4-88367-399-5 乱丁・落丁本は小社にてお取り替えいたします。